

ガス工作物技術基準の解釈例（内規）（20140313 商局第6号）の一部改正 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（離隔距離） 第3条 （略） 2・3 （略） <u>4 告示第4条第1項に規定する「厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁」とは、対象物を有効に保護できるものとする。</u></p>	<p>（離隔距離） 第3条 （略） 2・3 （略） （新設）</p>